

# 理事会議事録

1. 招集年月日 平成 31 年 2 月 25 日 (月)
2. 開催日時及び場所  
(1) 日 時 平成 31 年 3 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分  
(2) 場 所 興部町福祉保健総合センター「きらり」
3. 理事現員数  
13 名 (平成 31 年 3 月 4 日現在)
4. 出席理事数・監事及び氏名  
(1) 出席理事数 10 名出席  
(2) 氏 名  
■理 事  
櫻木トモ枝、有坂廣光、長澤早苗、磯田幸弘、宮本 哲、佐藤周示、小山哲夫、山田尚儀、武田富男、  
安藤法幸  
  
■監 事  
岩井 正、山下 栄
5. 出席職員氏名  
職員 6 名  
高橋幸大(事務局長)、増田留子(訪問介護・ハウス事業管理者)、瀬川真奈実(通所介護事業管理者)、  
卯城美保(本部係長)、小澤慶太(福祉活動専門員)、阿部芳美(本部主事)
6. 付議事項  
報告第 1 号 職務執行状況報告について  
議案第 1 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更について  
議案第 2 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について  
議案第 3 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について  
議案第 4 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会給与等に関する規程の一部改正について  
議案第 5 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会経理規程の一部改正について  
議案第 6 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会旅費規程の一部改正について  
議案第 7 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会ボランティアセンターおこっぺ設置規程の一部改正について  
議案第 8 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び訪問型サービス  
興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について  
議案第 9 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定通所介護、指定介護予防通所介護及び通所型サービス  
興部社協デイサービスセンター運営規程の一部改正について  
議案第 10 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく興部町社協障害者ホームヘルプサ  
ービスセンター運営規程の一部改正について  
議案第 11 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会 職員の懲戒処分の基準等に関する規程の制定について  
議案第 12 号 災害救援活動に関する協定(道社協)の締結について  
議案第 13 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成 30 年度 1 次補正収支予算について  
議案第 14 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成 31 年度事業計画について  
議案第 15 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成 31 年度収支予算について  
議案第 16 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成 31 年度収支予算について  
議案第 17 号 社会福祉法人興部町社会福祉協議会評議員会開催日程について

事務局長 ～ 皆様、こんにちは。はじめに本日の会議の成立についてご報告致します。本日の出席者人数 10 名。社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款第 30 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議は成立致します。これより平成 30 年度 3 回目の**理事会**を開催いたします。開会にあたりまして 櫻木会長よりご挨拶をいたします。

会長理事 ～ 皆様、こんにちは。旅立ちと別れの 3 月に入りました。気温の高い日が続いておりまして、日ごとに春の訪れを感じております。皆様方には何かとお忙しい中、今日の会議にご出席をくださいますありがとうございます。30 年度事業も皆様方のご理解とご協力をいただき、進めてきたところでございます。年度納めの 1 ヶ月足らずとなりました。どれだけの収支になるか、気になるところではございます。30 年度も介護事業の報酬も減収となる中、大変厳しい経営内容での 31 年度の事業計画を立てさせていただきました。毎年、基金積立から取り崩して赤字に運用している訳でございますが、それもいつまでも続きません。生き残りを懸け、各事業の 2 年、3 年先の計画を立て、町と話し合いをさせていただき、経営の改善に取り組んで参ります。いろいろと事情をお組み取りいただき、今日ご提案致します議案のご審議をいただき、ご決定くださいますことをお願い申し上げ挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局長 ～ 続きまして、本日の資料の確認を行います。理事会議案が 1 部。別紙 1、職務執行状況報告書。別紙 2、職員の任免について。別紙 3、予算の流用。別紙 4、監査結果報告書。別紙 5、規程規則一部改正新旧対照表。別紙 6、職員の懲戒処分の基準等に関する規程。別紙 7、常任理事会設置規程。別紙 8、興部町防災計画 抜粋、災害救援活動の協定書。別紙 9、災害救援活動の支援に関する協定の目的。別紙 10、平成 30 年度 1 次補正収支予算。別紙 11、平成 31 年度 事業計画。別紙 12、平成 31 年度収支予算、までが本日の資料となります。それでは次に移ります。会議次第の 3、議長の選任になります。社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款第 29 条「理事会の議長は、その都度理事の互選とする。」の規定によりまして、本日の議長の選任を行うこととなりますが、議長が決まりますまで、櫻木会長に仮議長として進行していただくこととしてよろしいでしょうか。

理事一同 ～ はい。

事務局長 ～ それでは、櫻木会長よりよろしくお願い致します。

仮議長 ～ それでは議長が決まるまで、私が進行を務めさせていただきます。それでは、次第 3、議長の選任ですが、どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。皆さんからのご意見をいただきたいと思っております。

佐藤理事 ～ 会長さんに議長をお願いしたいと思います。

仮議長 ～ ありがとうございます。私に「議長」ということをご発言をいただきました。私が進行するということがよろしいでしょうか。

理事一同 ～ はい。

仮議長 ～ はい、それでは私が議長として進行をさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら進めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 ～ それでは、議案の審議に入ります。報告第 1 号「職務執行状況報告について」を議題とします。

会長理事～ はじめに私から説明をいたします。別紙 1 をご覧ください。事業報告となりますが平成 30 年 8 月から平成 31 年 2 月末までの執行状況については、記載のとおりでございますので、お目通しをお願い致します。報告に代えさせていただきます。続いて、事務局から説明します。

事務局長 ～ それでは別紙 2 をご用意ください。職員の任免について、定款第 33 条第 4 項及び定款細則第 15 条第 1

項第1号の規定に基づき専決処分されましたのでご報告いたします。はじめに正規職員の退職者です。厨房 調理員 長根山恵美子さん、一身上の都合により平成30年12月31日で退職となりました。続きまして、新規採用者です。デイサービス、介護職員、時間給臨時職員 田島愛紗さん。平成30年12月1日採用です。デイサービス 介護職員 時間給臨時職員 飯原真紀さん。平成31年1月1日採用です。次、部門異動の職員について、厨房 調理員 長期的臨時職員 小林和子さん。本部 事務職員 長期的臨時職員へ平成30年11月20日付で部門異動となっております。以上、職員の任免、についての報告です。

係 長 ～ 別紙3と書かれた資料をご覧ください。下の方にあります部分で、1P～9Pについては10月の理事会にて報告済みの部分ではありますが、後の補正にも関連する部分として合わせて記載させていただいております。説明については10Pからとさせていただきます。10P～13Pについては法人本部サービス区分となります。10Pについては移送サービス車のタイヤ購入の際に、手数料が発生し、保険料支出より流用を行ったものです。11Pについては事務費の研修研究費、12Pについては事業費租税公課、13Pについては事業費の手数料及び賃借料にて予算不足の発生があり、それぞれ予算残を見込める科目及び当期末支払資金を減らす形で流用を行ったものです。14Pについては老人ホームヘルプサービス区分となります。Windows旧型OSのサポート終了に伴い、1台購入で予算化していたものではございますが、パソコンの価格変動等もあり、予算内での購入が叶わず、流用を行ったものです。15P・16Pについては、給食サービス事業の利用者増加に伴い、保温お弁当容器の購入を要し、予算残を見込める大科目事業費内での流用を行ったものです。17P・18Pについては、老人ホームヘルプサービス区分及び高齢者生活支援ハウスサービス区分で使用してございましたプリンター1台について、故障に伴い、購入を要したため、施設整備等収支の部門のうち、器具及び備品へ流用を要したものです。なお、このプリンターについては両区分で使用のため、按分の上、それぞれで流用を行っております。19Pについては老人デイサービス区分での洗濯機の修繕に伴う、修繕費への流用となります。同じ大科目事務費支出のうちの手数料支出において予算残が見込まれ、流用を行っております。20Pについては老人ホームヘルプサービス区分及び老人デイサービス区分での事務費のうち、研修研究費から渉外費への流用となります。21Pについては法人本部事業の事業費支出のうち、保険料支出について、予算超過のため、同じく事業費の車輛費より流用を行ったものです。22Pについては老人デイサービス区分での浴室関係設備の修繕を要する箇所が複数発生し、修繕費への流用を要したものです。23Pについては同じく老人デイサービス区分において、事業用物品の購入の際に送料の発生があり、事業費のうち通信運搬費へ流用を行っております。24Pについては、高齢者生活支援ハウスサービス区分において、入居者様の安全確保のため、センサー式のチャイムを要し、取り付け手数料について予算外支出となるため、流用を行ったものです。25Pについては、厨房設備の故障に伴い、按分での支出となります老人デイサービス区分について、先に修繕費の予算超過の発生していた状況もあり、さらなる流用を要したものです。26Pについては、先ほど11Pで一度流用を行ってございました法人本部サービス区分の研修研究費について、一部の出張に係る北海道社会福祉協議会負担金が発生いたしましたため、研修研究費への戻入を行い、研修研究費を減額する形で再流用を行ったものです。27Pについては、年度内のガソリン高騰期間の影響もあり、高齢者生活支援ハウスサービス区分において、大科目 車輛燃料費において予算超過が発生し、また事業用物品の購入の際等の送料について、予算超過が発生し、予算残を見込める事業費の車輛費より流用を行ったものです。なお、これらの流用につきましてはあくまでも一時的な措置として行い、後の第1次補正予算にて補正を計上し、御承認後に流用戻しを行う予定です。以上、専決の報告とさせていただきます。

主 事 ～ 続いて「監査報告」について説明いたします。別紙4の1ページをご覧ください。平成30年7月～9月の第2四半期監査を11月6日に、裏面になります10月～12月の第3四半期監査を2月4日に、岩井監事、山下監事ご出席のもと、実施されたところでございます。会計の事務処理、予算執行状況について適正に行われている旨の監査を受けましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長 ～ 説明が終わりました。皆様からのご質問を受けたいと思いますが、どうでしょうか。

武田理事 ～ 別紙2なんですけど、部門異動ありますよね。この人は調理員として公募して採用したと思うんですけど。そしてそれが事務職員としてということですね。ということは調理員は一人欠員ということなんですよね。

会長理事～ 今のところは。

武田理事 ～ この人には調理員として残ってもらえなかったの？

会長理事～ 私のほうからお話をさせていただきます。調理員として勤務していただいていた小林和子さんなんですけど、衛生面、業務の能率、また人間関係など等、現場の職員達から相談をされておりました。改善に向け

て指導もしてきたところではございます。また2回程に渡りまして正副会長と現場の職員とで話し合いもしてきました。しかしながら、10ヶ月も1年も過ぎたんですけども、その期間の指導の中で改善の見込みがないことからですね、調理員としての職務を果たしていないということで判断をしました。就業規則、雇用契約に基づき、他の職務に異動をするという結論を出しました。

武田理事 ～ じゃあ事務職としては、十分やっていけるということになるんですかね。業務上に支障をきたしているというお話もありましたが、果たして事務職員としてもそれがいろいろと出てくるんじゃないのかな。

議 長 ～ 今の事務職の中ではどうなんですか？

事務局長 ～ はい。議長よろしいですか。

議 長 ～ どうぞ。

事務局長 ～ 今、武田理事から心配のお声もいただきましたが、11月20日から3ヶ月を経過しております。まあ初めての仕事の分野ということもあろうかと思いますが、本人が取り組める仕事を色々と相談しながら、本部と致しましても「1名」加わったという考え方の基に連携を図りながら進めているという状況です。

武田理事 ～ 厨房は1名募集するということですね。普通は就業規則なんかで解雇くらいになるんじゃないの。そっちでダメで、こっちですぐできるのかな。

長澤理事 ～ ちょっと理由に納得がいけないんですけども、調理員が必要で調理員として採用した方を、まあ支援ハウスの中で異動ということはわかるんですけども、事務職に上げるということは、その人が抜けることによって調理で支障を来さないのかなと。調理員としてせっかく雇ったんだから、調理員として上手くいくようにそちらの担当部署のほうで教育していただきたいなと思っていましたが、何となく私としては納得しておりません。

会長理事～ 調理員として採用して働いてもらって、現場の職員たちとも話して、「この人が抜けたら大変なんですよ」ということで話し合いも進めてきたところですよ。本当に10カ月以上も。その結果、現場が「この人とは」ということで、このような結果になってしまいました。

武田理事 ～ 先ほどの会長が「人間関係」って言った部分、これは事務職になったとして本当にまじめにやれるのか、やっていけるのかさ、それが心配。

会長理事 ～ 今のところは問題なくやってくれていると。

武田理事 ～ そういうことは、調理の、厨房の中で言うなれば何かあったのかなと。事務職っていったら更に厳しんだと思うんだけど。

会長理事 ～ はい、**私の責任において**、事務職に異動させていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

武田理事 ～ 俺が使うんじゃないからさ。

磯田理事 ～ これね、常任理事会でももめたんです。やっぱりさ本当のことをさ、会長が常任理事会でも説明あったでしょ、それをみんなに言って、なぜこういうふうにしたのか。やっぱり言わなかったら。常任理事会で決めたから私は何も言えないんだけど、やっぱり本当のことをさ言って判断してもらわないとさ。

山下監事 ～ まず一つはさ、長期的臨時が3年かな。小林さんが1年と少しかい？ だからあとの2年は本人が辞めない限りは使用者として雇用しないといけないということだよ。そういう事情の中で、辞めさせるわけにはいかないんでしょ？ そこら辺を言わないと納得できないというか。

宮本理事 ～ 今、磯田さんが言われている常任理事会でほとんどがこのことで会議の時間が費やされた状況があったんですが、調理員として採用して、なぜ事務職になったんだというその経緯を教えてくださいということで聞いたところは、いわゆる調理員として適正がなかったと。そして職場の中もうまくいかなかったと。それで事務職に異動したんだと。その時に磯田さんも私も、調理員として雇用したが、それが不適格なのであれば、そこでもって辞めてもらうのが普通じゃないのか、民間の考え方というのはそういうものじゃないかと言ったら、その3年間の契約ですか、その問題が出てきたと。その常任理事会の時の答弁では。本人も社協に勤務したいという強い希望もあったもので、それを受け入れるがための処置だったみたいな答弁だったんです。それで磯田さんもその時、私も色々な意見をしたんですけども、最終的には何かその辺で納まってしまったという常任理事会の内容ですね。だから、今、磯田さんが言われたように、その常任理事会の流れを事務局からね、説明しないと理事会では納得しないじゃないの。今、私が言った部分で、何か事務局から答えていただけるのであればその方がいいのではないかと私は思うんですけども。11月の話で、今回の会議で聞かされていること、常任理事会で初めてこのことを知った訳なので。

山下監事 ～ これね、全部が議事録になる訳でしょ。ストップしてさ、きちんとまとめて話した方がいいと思うよ。

事務局長 ～ 議長、少し休憩を挟んでいただくことでよろしいですか。

議 長 ～ それではここで休憩に致します。

( 休 憩 )

議 長 ～ 休憩を解き、会議を再開します。それでは、事務局より説明して下さい。

事務局長 ～ 部門異動の件につきましては、会長の任命権ということで指示をいただきまして異動の事務処理をさせていただいたところでございます。異動の小林事務職員につきましては、少しづつですけれども事務の基礎から、または各部門との連携作業についても一緒に行なっていたいておりますので、役員の皆様には温かく見守って頂きながら精一杯に本部機能を発揮していけるように努力いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ～ それでは報告第1号については終了します。続きましては定款・規程の一部改正関係で各々関連がございます。議案第1号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更について」。議案第2号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について」。議案第3号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について」。議案第4号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会給与等に関する規程の一部改正について」。議案第5号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会経理規程の一部改正について」。議案第6号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会旅費規程の一部改正について」。議案第7号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会ボランティアセンターおこっぺ設置規程の一部改正について」。議案第8号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び訪問型サービス興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」。議案第9号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定通所介護、指定介護予防通所介護及び通所型サービス興部社協デイサービスセンター運営規程の一部改正について」。議案第10号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく興部町社協障害者ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」。議案第11号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会懲戒処分の基準等に関する規程の制定について」。議案第12号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会常任理事会設置規程の廃止について」を一括して議題と致します。事務局より説明して下さい。

事務局長 ～ 別紙5をお手元にご用意ください。定款・規則・規程の一部改正新旧対照表をご用意ください。議案第1号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 定款変更について」説明します。新旧対照表1ページ。定款 左側 定款 第2条(事業)で、平成29年6月16日評議員会において、社会福祉法の改正による社会福祉法人全般での組織整備・定款変更が一斉に行われたところでございますが、定款の制定にあたり今後の事業として展開する見込みがあるものと想定して明記することにご承認をいただいた内容もご

ございました。そこから約2年を経過する時期となり、社会福祉協議会として実践する事業としての見込みがない、あるいは委託契約に結び付かないため、北海道オホーツク総合振興局からのご指導に基づき、一部変更を要することとなります。今回の定款変更については、赤アンダーラインでお示しのとおり、定款第2条（事業）第1項第11号「移動支援事業の経営」、同じく第17号「生活支援体制整備事業」この2項目を削り、番号を繰り上げるものでございます。

附則として、「この定款は、平成31年4月1日より施行する。（平成31年3月18日決議）」とするものでございます。

続きまして、議案第2号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について」です。新旧対照表2ページです。今回の一部改正において、在宅福祉サービス事業また病院を含む医療関係機関との休日を連動させた中で在宅生活者へのサービス提供をスムーズに行う観点から、年末年始の休日について変更を行わせていただくものです。

第30条第1項第2号のイの年末年始、「12月31日～1月4日」のところを「12月30日～1月3日」へ変更するものでございます。「この附則は平成31年4月1日から施行する。」を加えるものでございます。

3ページへお進みください。別表1 職種・職名の細分表でございます。中段以降となりますが「主任」の項目欄がでございます。調理員の正規職員を確保することになりましたが、主任としての項目が設けられていないため、今回改めて事業区分欄に「調理員主任」設け追記するものでございます。

続きまして、議案第3号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 臨時職員就業規則の一部改正について」説明いたします。12月期の各種届出、また事務手続きを効率的に進める観点から第5条第3項第2号 長期的臨時職員における期末特別賃金の支給日について、現行「12月10日」から改正案「12月15日」へ変更するものであります。その下、短期的臨時職員及び時間給臨時職員に対する期末特別賃金です。現行支給日「12月末日」から改正案「12月10日」へ改正。また、勤務年数に伴う特別賃金額の設定から、改正案では年間実働実績時間数として、100時間未満、100時間以上200時間未満、200時間以上300時間未満、300時間以上の4段階へ改正するものであります。その下、第6条第1項第2号「賃金の支払い」で、短期的臨時職員及び時間給臨時職員については、「月の初日から末日までの分を翌月の10日（その日が休日の場合は、その前日）支払うものとする。」を改正案では「（その日が休日の場合はその翌日）に支払うものとする」へ改正するものであります。附則として「この規則は平成31年4月1日から施行する。」とするものでございます。

続きまして8ページ。議案第4号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 給与等に関する規程の一部改正について」説明いたします。第5条第2項 現行「前項の支給日が休日の場合は、その前日とする。」を改正案では「前項の支給日が休日の場合は、その翌日とする」に一部改正するものでございます。

また第21条 期末手当では、支給日 現行「12月10日」を 改正案「12月15日」へ改正。附則として、「この規程は平成31年4月1日から施行する。」とするものであります。

続きまして、9ページ。議案第5号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 経理規程 の一部改正」です。定款変更に伴う規定の一部変更でございます。経理規程 別紙 会計区分の一覧 (1) 社会福祉事業区分 ①興部町社会福祉協議会拠点区分 現行「キ 移動支援サービス区分」「サ 生活支援体制整備サービス区分」を 改正案 では その2項目を削り、それぞれを繰り上げるというものでございます。附則として、「この規程は平成31年4月1日から施行する」とするものでございます。

続きまして、新旧対照表10ページ 議案第6号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 旅費規程の一部改正について」説明いたします。第1条（目的）第1項 現行 この規定は社会福祉法人興部町社会福祉協議会の職員（以下「職員」という）が業務（以下「公務」という）を 改正案では「（以下「公務（被災地災害ボランティアセンター社協職員支援業務を含む。））」を追記するものです。附則として、「この規程は平成31年4月1日から施行する。」とするものでございます。

続きまして、議案第7号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会ボランティアセンターおこっぺ設置規程の一部改正について」です。現行 第1条（設置）「社会福祉法人興部町社会福祉協議会（以下「本会」という）の定款第2条の定めるところによりボランティアセンターを設置する。」を改正案では「定款第2条の定めるところにより」を削るものでございます。

また、第3章 第8条（職員の配置）では 現行「本事業の実施にあたり、必要なボランティアコーディネーターを置く。」を 改正案「本事業の実施にあたり、ボランティア活動を推進する職員を置く。」とし、附則として「この規程は平成31年4月1日から施行する。」とするものでございます。

訪問管理者～ 議案第 8 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び訪問型サービス興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」ご説明申し上げます。新旧対照表 9 ページをご覧ください。第 5 条 (1) の営業日及び営業時間について、現行の「月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。」としていたものを改正案として「12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。」と変更をお願いするものであります。改正理由と致しましては、関係機関と年末年始の営業日を合わせることで各調整をスムーズに行うことができ、利用者様へのニーズに応えられるものとしております。附則と致しましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。というように運営規程の変更をさせて頂きたいと思っております。続きまして、11 ページをご覧ください。議案第 10 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく興部町障害者ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」ご説明申し上げます。興部町社協障害者ホームヘルプサービスセンター運営規程におきまして、第 5 条 (1) の営業日及び営業時間について、現行の「月曜日から日曜日までとする。年中無休。」としていたものを改正案として「月曜日から土曜日までとする。但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。」と変更をお願いするものであります。この変更理由と致しましては、ホームヘルプサービスセンターと営業日を合わせるものとしております。附則と致しましては、「平成 31 年 4 月 1 日から施行する。」というように運営規程の変更をさせて頂きたいと思っております。

通所管理者 ～ 続きまして、議案第 9 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 指定通所介護、指定介護予防通所介護及び通所型サービス興部町社協デイサービスセンター運営規程の一部改正について」ご説明申し上げます。別紙 5 の 10 ページをご覧ください。興部町社協デイサービスセンター運営規程におきまして、営業日及び営業時間の第 7 条第 1 号にあります営業日について現行では「月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 31 日から 1 月 4 日までを除く。」としていたものを改正案として「12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。」と変更をお願いするものであります。理由といたしましては医療機関や他市町村の介護保険事業所において年末年始の休日については 1 月 4 日からの営業とする顧客サービスに合わせる形を取るものでございます。附則といたしまして改正案の 1 番下になりますが、「平成 31 年 4 月 1 日から施行する。」という文言も加えさせていただきます。興部町社協デイサービスセンター運営規程の変更についての説明とさせていただきます。

事務局長 ～ 続きまして、議案第 11 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 懲戒処分の基準等に関する規程の制定について」説明いたします。別紙の 6 をご用意ください。今回の規程の制定におかれましては、全国、または北海道内における市町村社会福祉協議会においても、暗い話題としての不祥事が出ているのが現状であり、社会福祉法人として社会人としての育成やモラルの認識を高めること、法人としての規則の整備を行うことでの緊張感を持った中で規律ある職員づくり、介護職員体制も強化できるというように考えております。第 1 条では目的。第 2 条ではその処分の基準。次のページ、第 4 条、第 5 条では処分における審査会の組織について謳っております。非違行為の種類として別表 1 に記載し、一般勤務としての勤務態度、情報漏えい、金銭物品の取り扱い、盗難、横領、賭博、運転業務における事故、飲酒運転等を掲げており、社会福祉協議会では鹿児島県の志布志市、茨城県 神栖市、栃木県 さくら市 などの処分規程を参考に作成し、法人としてモラルに反しない職員体制づくりに向けて参りたいと考えております。附則として、「この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。」とするものでございます。続きまして、議案第 12 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会常任理事会設置規程の廃止について」説明いたします。別紙の 7 をご用意ください。昨年 10 月からの懸案事項でもございました常任理事会について、興部町社会福祉協議会については正副会長、常任理事 3 名 計 6 名の常任理事会体制を行っており、管内の実情も確認を求められておりましたので調査した内容がお隣のページであります。オホーツク管内 18 市町村においては、置戸町社会福祉協議会で 1 名の常任理事を配置していることがわかりました。その他では社協運営に至って正副会長会議、または会長との事務局においてのすり合わせに基づく会議準備といった流れが大勢を占めているという状況でございます。先般の常任理事会におきましては、管内の社会福祉協議会の状況を見た中での今後の「会議」として、正副会長がしっかりとまとめる形が望ましいという方向で進めることでの、常任理事会については廃止の方向ということに考えてはというご意見でございました。設置規程をご覧いただき、附則の一番下になります、「この規程は平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。」とするものでございます。ご協議賜り、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で議案第 1 号～議案第 12 号までの説明と致します。

議長 ～ 説明が終わりました皆様からご質問をお受けしたいと思いますけれども。議案第1号～議案第12号まで一括して質疑をお受けいたします。

山田理事 ～ よろしいですか。

議長 ～ どうぞ。

山田理事 ～ 定款の第2条の事業、17番の生活支援体制整備事業だけでも、これって町のほうで進めているんだよね。これを削除するっていうのはどういうこと。

事務局長 ～ 議長、よろしいですか。

議長 ～ どうぞ。

事務局長 ～ 山田理事からの定款変更についての部分ですが、定款におかれましては各々の社協の目的等を謳っている「法律的」ものでございます。この事業内容の変更については法務局へ登記していくということになります。この2項目の削除については、1つ目の移動支援事業の経営とは介護タクシーを想定して当時は検討していくということでしたが、今すでに動いている民間もあり、また他のタクシー会社の運送業も稼働している状況であり、そのような中での参入して利益を求めていくことは必要がないという考えでございます。

また先程、山田理事からお話がありました「生活支援整備体制事業」については、これについては平成30年の4月から全国的に体制の整備を図っているということになりまして、地域住民が助け合う仕組みづくり、総合事業的なものを行なっていくということです。この事業について定款の中で謳う場合は、行政から社協に委託契約を結ぶということで、主体的に行なう場合は定款の中で謳っていくことになります。そこで、この2年間の中では動きがなかったため、この事業名を外す形、振興局からは「やっていない事業については削除してください。」という見解のもと、今回の定款から削除するというところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

山田理事 ～ はい、わかりました。

議長 ～ 他にございませんか。

佐藤理事 ～ 給与の支給日なんですけど、給料日が休日の場合はその前日ということで、私の中ではそれが普通だった訳なんですけど、それを「翌日」に持ってくるというのは何か意味があるんですか。

事務局長 ～ はい。

議長 ～ どうぞ。

事務局長 ～ 只今、佐藤理事からご質問ですが、当然、常任理事会の中からも意見をいただいたところでございます。やはり職員側からすると給与をもらう日が早まるという「喜ばしい状況からその反対になってしまうのではないか」というご指摘もいただきました。現在の事務局としての作業といたしましては、特に12月の月になりますと、給与それぞれ職員、臨時さん。また特別賃金の期末手当やその他にも年末調整等の事務作業も重なってきている状況であり、正確な事務作業を進める中でのこともございます。また、直接的な影響はございませんが、今年は元号も変わるということで、前日までに給与、賃金を指定の口座に入れる事務作業に苦慮する時期も出てくるという考え方もございます。職員皆様にも説明をさせていただきまして、ご理解をいただいた中で、本日の理事会に臨むということになっております。また、この休日後の振込についてルール上で問題はないのか、ということで確認も行なってございます。この管轄については労働基準監督署でそのような内容の部分の精査を行うこととなります。名寄の労働基準監督署で確認をしますと、他の企業さんの例で申しますと「土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は翌日に」など、あらかじめ職員への説明と代表者との話し合いの中で、就業規則内にしっかりと謳って労働

基準監督署への届を済ませていただければ問題ございません。」ということで、正副会長会議の中でも確認と提案に向けて準備が進められたところでございます。以上です。

佐藤理事 ～ 基準監督署に聞いてそれなりに結果を出しているって言われればどうしようもないんですけどさ。

岩井監事 ～ 組合の理解をもらっているんですよ。

事務局長 ～ 議長、よろしいですか。

議 長 ～ どうぞ。

事務局長 ～ 職員への説明会を全員に行なっております。

議 長 ～ どうでしょうか、他にありますか。

岩井監事 ～ 一つよろしいですか。

議 長 ～ どうぞ。

岩井監事 ～ ボランティアセンターの設置、第1条の「定款第2条に定めるところにより」とあるがどの部分を指しているのかな。

事務局長 ～ はい。

議 長 ～ どうぞ。

事務局長 ～ 岩井監事さんからのご指摘というところでございますが、2年前になります社会福祉法人全般で改正されましたが、旧定款には「ボランティアの活動の振興」という事業項目に載っておりました。その新定款に改正される際に、その項目は社協の地域福祉を推進する項目の中へ盛り込んで定款変更をすることでのご指導をオホーツク総合振興局から頂いた関係もありまして、お恥ずかしいながらボランティア設置規程内においては条文をそのまま残してしまっていたということで今回、削除させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

岩井監事 ～ 定款には載せなくていいということなのかい。

事務局長 ～ はい、そうです。地域福祉の推進する項目としてボランティア推進を盛り込むということでございます。

佐藤理事 ～ いいですか。

議 長 ～ はい。

佐藤理事 ～ デイサービスとホームヘルプサービスの営業日のことなんですが、5月には10連休がありますよね。ここは営業されるんですか。

事務局長 ～ 営業します。

佐藤理事 ～ わかりました。  
それと議案第11号の議案のほうでは懲戒処分の規程の制定とありますが、別紙6「職員の」と入るの、どっちが正しいの。

事務局長 ～ 大変失礼をしました。別紙6の職員の懲戒処分の基準等に関する規程という表記が正しいものになりま

すので、議案並びに付議事項項目の訂正をお願い致します。

安藤理事 ～ これはね、どの段階で会長が招集して、厳重注意とか、どんな段階であっても委員会を開くということなの。

事務局長 ～ 議長。

議長 ～ はい。

事務局長 ～ 安藤理事からのご質問ですが、それについてはその事案が発生した時点で設けられる委員会において話し合われることとなります。

安藤理事 ～ それはね、会長が判断するの。

事務局長 ～ そうなります。

安藤理事 ～ ということはその委員会を開かないで処分をするということもあるの。

山下監事 ～ その厳重注意が良いのかの判断で良いかも含めて、審査会は行なわなければならないじゃないのかな。

安藤理事 ～ そうするとその判断は会長にはないということだね。

山下監事 ～ あくまでも判断は審査会にあるということになるんじゃないの。違う方から「これが厳重注意か」「そのくらいは」などね、その判断もあるから。

岩井監事 ～ 規程の第2条の10の表なんだけど、どういう意味なんだろう。

事務局長 ～ これについては他の市社協の規程を参考にさせていただいたんですが、複数回のことであったり、反省している姿勢であったりであれば「軽減」という判断にも値すると。それも含めてこの審査会においてくみ取られるような仕組みにはなっているということでございます。

安藤理事 ～ これは反対側からすると極端に言うとも会長は厳重注意も出来ないよということになるよね。

会長理事 ～ 定款ではそのようになっております。

安藤理事 ～ 右側の4つはそうだけど、それ以外は会長さん副会長さんががね、判断をすとかさ。必ず開かなければならないというのがね。

岩井監事 ～ 最終的には会長なんだけどね。

小山理事 ～ 規程として定めるとすればシビアな部分もあるので、線引きの部分についてもしっかり持たなければなりませんよね。

宮本理事 ～ そうだね、受け取る側としては3人いても3通りになるから。

小山理事 ～ 職場の中で、パワーハラスメントの共通の理解を深めることをしていかないとダメだと思うんですよね。規程だけでは手落ちなのかもしれませんね。

長澤理事 ～ 旅費規程のところでも聞いてもいいですか。「被災地災害ボランティアセンター社協職員支援業務を含む」とあるけど、各社協で派遣しなければならないの。

議 長 ～ いや、そういう必ずっていいことはないんです。

長澤理事 ～ じゃあこれは誰が「行ってください」ってこと、出張命令をするのか、どこで決めるの。  
こんな小さな規模の社協で災害があった時にどこでもボランティアって必要になるので。「各ボランティアの自己責任で」ということになりますけど、要請されたからどうしても行かなければならないのか。

山田理事 ～ この協定ね、北海道 179 市町村のうち、2 つだけ入っていない。そのうちの一つが興部町なんだよね。  
別に強制されてやるものでもないから、それぞれの社協さんで考えるんじゃない。

議 長 ～ それでは、ここで 5 分ほど休憩をとらせていただきます。

( 暫 時 休 憩 )

議 長 ～ それでは休憩を取り消し、会議を再開致します。  
それでは、まず議案第 1 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更について」の採決を行います。  
原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙 手 ※人数確認 )

議 長 ～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 1 号は提案のとおり決定いたします。なお、定款変更においては評議員会の決議事項となるため、3 月 18 日の評議員会へご提案致します。  
続いて、議案第 2 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙 手 ※人数確認 )

議 長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 2 号は提案のとおり決定いたします。  
続いて、議案第 3 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙 手 ※人数確認 )

議 長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 3 号は提案のとおり決定いたします。  
続いて、議案第 4 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会給与等に関する規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙 手 ※人数確認 )

議 長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 4 号は提案のとおり決定いたします。  
続いて、議案第 5 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会経理規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙 手 ※人数確認 )

議 長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 5 号は提案のとおり決定いたします。  
続いて、議案第 6 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会旅費規程の一部改正について」の採決を行います。

原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第6号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第7号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会ボランティアセンターおこっぺ設置規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第7号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第8号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び訪問型サービス興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第8号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第9号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定通所介護、指定介護予防通所介護及び通所型サービス興部町社協デイサービスセンター運営規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第9号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第10号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会障害者総合支援法に基づく興部町社協障害者ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第10号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第11号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会懲戒処分の基準等に関する規程の制定について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第11号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第12号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会常任理事会設置規程の廃止について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第12号は提案のとおり決定いたします。

次に参ります。議案第 13 号「災害救援活動に関する協定の締結について」を議題と致します。事務局より説明して下さい。

福祉活動専門員 ～ 議案第 13 号「災害救援活動に関する協定(道社協)の締結について」を説明いたします。補足にはなりますが、別紙 8 は興部町防災計画の抜粋になります。抜粋箇所としましては、興部町社会福祉協議会の名称が載っている箇所となります。場所といたしましては 11 ページ目、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の項目の 7 番、139 ページ防災ボランティアとの連携計画の第 1 基本方針の中の 4 段目、日本赤十字北海道支部及び社会福祉協議会との部分、180 ページ第 6 ボランティア活動の環境整備の中 1 段目、町は、日本赤十字北海道支部（興部町分区）、社会福祉協議会の部分に記載があります。続いて、災害協定についてですが、別紙 9 をご覧ください。フローチャートで説明いたしますと、北海道のどこかの市町村が災害により被害が発生したと仮定をしますと、まず被災地社協と道社協が連携をとり、現状の把握及びどのような支援が必要か確認を行ないます。被災地社協は、住民対応等により人手不足とかになりますと、人的支援を要請するという形になります。それがフローチャートでいう①、②の動きになります。この情報を基に、道社協が全道の社協に協力の要請を行ない、その要請に協力できる社協が返事を行います。これが③、④の動きになります。最終的にそれらを道社協が取りまとめを行ない日程調整を被災地社協と行う流れになります。それが⑤になります。また、フローチャートにも書いてある通り、人的支援だけではなく、被災地社協が、備品の破損により「運営出来ないよ」となった場合、備品の提供又は貸し出し等も想定されています。本協定につきましては、北海道で災害が起きた際、お互いに協力して助け合いましょうという目的の協定になります。また、いつでも連絡が取りあえるように連絡体制の確保、全道の社協の備品機材の情報の調査、確認による必要物品の調整を行なう等、災害がおこった際に迅速に動けるようにという事も想定された協定となっています。また、先程の会長のお話にありました通り、興部町で災害が発生した場合、社協も何らかの役目を行う可能性がありますことから、災害に対して、迅速に行動を起こすためにも本協定を結ぶことは重要になってきます。以上の事から、この協定を結ぶこととしたいと思うところでございます。以上で議案第 13 号災害救援活動に関する協定の締結についての説明を終わります。

議長 ～ 議案第 13 号の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。何か質問はございますか。

理事一同 ～ ありません。

議長 ～ 質疑なしと認めます。

議長 ～ 議案第 13 号「災害救援活動に関する協定の締結について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ （ 挙手 ※人数確認 ）

議長 ～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 13 号は原案のとおり決定いたします。

次に参ります。議案第 14 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成 30 年度 1 次補正収支予算について」を議題と致します。事務局より説明してください。

係長 ～ 議案書は 18P です。説明については、資料別紙 10 にて行わせていただきます。別紙 10 の 1P、2P は社協全体の補正額、3P から各サービス区分ごとの補正額となります。補正となりますので 1P2P の全体額で説明させていただきます。1P をご覧ください。会費収入については 6 万円の増額、経常経費寄付金収入については 33 万 6 千円の増額、受託金収入について 24 万 1 千円の減額、事業収入について 5 千円の減額とするものです。会費及び経常経費寄付金、事業費収入については法人運営サービス区分です。当初予算で見込んでおりました会費口数の減少幅の縮小に伴う増額、寄付については個人以外の法人様からの寄付が数件発生したこともありすでに予算を上回るご寄付をいただいております増額を行うものです。事業収入については在宅ライフサポート事業の利用者減少と在宅給食サービス事業の利用者の増加があり、それらの差っぴきによるものとなります。受託金については、受託事業サービス区分での受託金収入にて、除雪サービスの申請実績が予算時に想定しておりました件数を下回ったことに伴う減額見込となります。続いて、1P の上から 7 段目、介護保険事業収入については 158 万 1 千円の減額、次の老人福祉事業収入については 47 万円の減額、次の障害福祉サービス事業収入については 4 万円の増額とす

るものです。介護保険事業収入については老人ホームヘルプサービス区分での減額、こちらは要介護者を対象としたサービスの提供において、予算時の想定を下回ったものです。また、老人デイサービス区分では増額としております。要支援対象の方へのサービスが当初予算時の想定を上回る見込みとなっております。障害福祉サービス事業費については障害福祉サービス事業区分となります。こちらは1件の利用者様となっておりますが、現在安定してご支援させていただいており、本年度の経過から増額とするものです。老人福祉事業収入については高齢者生活支援ハウスサービス区分となります。支援ハウスについては長期入院等の期間があり、食費等の利用料収入について、当初予算時の想定を下回る見込みとなったものです。以上を合わせまして、1P中段に記載の事業活動収入計(1)については、全体で178万2千円の減額とし、補正後予算1億908万5千円とするものです。続いて、支出については、人件費468万5千円減額とするものです。詳細については資料の最後に添付しております人件費明細表でご説明いたします。こちらの表については、2重の横線でまとまりを区切っており、上段が今回の補正後の見込み、中段が当初予算時の見込、下段が差引となります。また、右側、縦の「本部」「デイ」「ヘルプハウス」「厨房」「清掃」については、会計区分ではなく、実労時の所属、上で横に「法人」「ヘルプ」「デイ」「ハウス」「障害」としてしております部分が、会計単位となりますサービス区分としての区分けとしております。まず、25Pの左側、4列目に職員数の記載がございます。当初予算と比べての変動については、下段「比較」の黄色くしております部分をご覧ください、当初予算に比べ、本部職員については、ホームヘルプ・デイサービス・生活支援ハウスの事務担当として、各サービス区分で按分することとなっております。また、本部所属職員の1名減、こちらについては後半において配置移動がございましたので、その部分の増額で一部相殺となっている部分もございます。デイサービスでは当初予算では復帰を見込んでおりました正規職員について、保育所の未満児受け入れ枠に空きが無かったため復帰が叶わず、また、非常勤職員についても、人数の増加はございますが、退職後の補充に期間を要し、全体的な人件費については減額となっております。ヘルプハウスについては臨時職員4名の増加、厨房については年間延べでの増減は発生しておりませんが、入社に伴う引き継ぎ期間として、前任者・後任者の重複勤務時期の発生がございました。また報告第1号のとおり、後半の配置転換等が出ております。清掃職員については人数に変動はございません。人数の他、本年についても最低賃金の上昇のあった部分で清掃職員、厨房調理員等については時給単価の変更等が出ております。勤務状況に応じた各会計按分後の会計上の支出科目別の人件費の増減の内訳といたしましては、裏面の26Pをご覧ください。左側の一番下、比較欄にてご説明いたします。上部で横に区分してあります支出科目・部門別の集計の合計のうち、一番下の段の合計額、黄色い部分をご覧ください。左から法人部門では人件費全体の合計で24万8千円の増額、老人ホームヘルプ区分では合計で135万円の減額、老人デイサービス区分では340万5千円の減額、生活支援ハウス区分では、合計で21万8千円の減額、障害福祉サービス区分では合計で4万円の増額とするものです。1P総括にお戻りください。下から9段目、事業費では73万2千円の減額を見込むものです。法人運営本部サービス区分では在宅ライフサポート事業の経費減額等があり減額、老人ホームヘルプサービス区分の事業費では車両費等の減額、老人デイサービス区分の事業費も車両費等の減額、高齢者生活支援ハウス事業サービス区分の事業費は給食費支出等の減額を見込むものです。1P下から8段目、事務費については13万1千円の減額を見込むものです。法人本部、老人ホームヘルプサービス区分では事務消耗品、及び事務車両経費等の減額、老人デイサービス区分では施設に係る修繕費の増額等のあったものです。次の大科目、助成金支出については7万5千円の減額とするものです。受託事業において除雪の申請が当初予算を下回る件数となり減額、老人デイサービス区分にて、昨年度3月にデイから受験者のありました介護福祉士について、4~5月に登録が完了したため、資格取得助成による増額がございました。予算の流用により行っておりました助成について、今回補正を行うものです。下から3段目、事業活動支出計(2)については、全体で577万5千円の減額を見込み、補正後予算1億1,522万9千円を見込むものです。事業活動資金収支差額(3)については、399万3千円の増を見込み、△614万4千円とするものです。続いて、2P、固定資産取得支出については、流用でもご説明してございました、ヘルプ・ハウスのパソコン購入時の予算超過、故障に伴うプリンターの購入の流用分について増額補正の他、現在老人福祉センターで一部間借をしております社協の書庫について、きらり内への移動を要し、全体で52万円の補正とするものです。移動については町内他団体より、老人福祉センターの舞台そでの利用をしたいとのことで要望のあったものです。棚の経費については、町内2業者より見積もりを徴し、会長決裁のもと見積合わせを実施し、法人運営部門にて経費の計上を行っております。また、2P上から6段目、積立資産積立支出については、現在介護車輛については積立金を保有している状況もございますが、法人本部で給食サービス事業及び諸事務等で使用しております車輛について、共同募金の補助を受けての購入から一定期間を経過している状況にあり、後の車輛入替へ向け、当期末支払資金としての繰越の形ではなく、目的のある積立経費として確保を行っていくため、車輛積立資産積立額の新規計上として、今回補正を行うものです。これら本年度の動きを合わせた中で、2P下から3段目をご覧ください、単年度での収支となります当期資金収支差額合計(11)については326万8千円の増額を見込み、補正後予算額△805万4千円、前期末支払資金残高については前年度決算実績に基づき205万5千円の増額を行います。これらを合わせ、一番下をご覧ください、当期末支払資金残高について補正額532万3千円の増額を見込み、補正後予算2,666万6千円とするものです。以上、簡単ではありますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ~ 議案第14号の説明が終わりました。皆様からご意見をいただきたいと思っております。

理事一同 ~ ありません。

議 長 ~ 質疑なしと認めます。

議 長 ~ 議案第14号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成30年度1次補正収支予算について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙手 ※人数確認 )

議長 ～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第 14 号は提案のとおり決定いたします。

次に参ります。議案第 15 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成 31 年度事業計画について」。関連がございますので、議案第 16 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成 31 年度収支予算について」を一括ご提案致します。事務局より説明してください。

事務局長 ～ 議案第 15 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成 31 年度 事業計画について」説明いたします。別紙 11 をご用意ください。1 ページ、基本方針です。「地域で少子高齢化が進む中、地域住民同士の社会的つながりの希薄化や生活課題の複雑・多様化が進んできています。社会福祉協議会としてこれらの制度改革に対応するには、地域の生活課題・福祉課題や社会的孤立対応するべく地域のニーズを発見し、相談や支援につなぐ取り組みを地域住民や各関係者との分野や立場を超えた横断的な連携、協働、ネットワークがますます必要とされています。このように社会環境が大きく変容している中にあっても、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援・解決につなげ、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす、「福祉のまちづくり」を推進していくことを基本方針と致します。重点目標と致しましては、(1) 社協の組織運営体制の強化、(2) 小地域福祉活動の推進と地域福祉推進力の強化、(3) 福祉サービスの適切な運営と向上、(4) 福祉関係諸団体との連携強化、(5) ボランティア、企業ボランティアの啓発と支援、(6) 福祉人材の育成・確保と組織化への支援、(7) 社協職員の意識改革と資質の向上の 7 項目を重点目標として進めて参ります。

福祉活動専門員 ～ 2 ページ 1-1、社協運営となります。こちらは、法人本部の運営全般に関わるものであります。各種会議の開催、役員、職員の研修等を行ないます。また、住民向けといたしまして福祉学習等への講師派遣、勉強会の協力を行ないます。続きまして、4 ページ、1-2、社協広報事業です。興部社協の行事や事業等を住民の皆さまに知っていただくことを目的に年 4 回広報の発行を行ないます。5 ページ、1-3、介護用品貸出事業です。こちらは、一時的に介護用品が必要になった方や、介護保険制度による福祉用具の給付までの間のつなぎとして、介護用品の貸出を行ないます。6 ページ、2、在宅給食サービス事業です。定期的な食事の配達により栄養状態の改善、交流による地域からの孤立の防止を図り福祉の向上を目指します。毎週木曜日に実施しています。変更点といたしましては、消費税の増税にともないまして事業継続の観点から利用料を 300 円から 350 円に変更いたします。7 ページ、在宅ライフサポート事業です。在宅で生活をしている高齢者等に対して介護パンツ及び尿とりパッドを支給し、利用者の経費負担軽減を図る事業になります。また、対象者に町施設の入居者をくわえておりより包括的になっております。8 ページ、自治会福祉活動事業です。自治会長様や福祉委員の皆様と協働しながら、福祉委員会議の実施、見守り訪問活動への情報の提供、自治会のたすけあい活動への助成をおこないます。また、新規事業としまして、地域から孤立している人や災害時要援護者となり得るような社会的弱者の見えるかを図るために助け合いマップの作成を行ないます、もう一つは、自治会活動の増進、町民の健康増進を目指してふまねっと事業をおこないます。9 ページ、ボランティア活動普及事業です。ボランティア情報の周知及び取りまとめ。ボランティアさんの登録、ボランティア保険の加入手続き、ボランティア活動者とボランティア利用者との連絡調整等を行ないます。新規として、ボランティアの普及啓発を図ることを目的に、ボランティア運営委員会の設立をします。また、地域の方々とボランティアさんの繋がりを強化するための「地域とつながろうプロジェクト」を新規事業としておこないます。10 ページ、福祉活動助成事業です。福祉団体の活動を支援し、より円滑に活動を行なっていたらこうという事業になります。11 ページ、応急援護資金貸付事業です。本事業は、興部町に在住し、不測の出費などにより困窮した時等に、生活再建、自立の手助けを目的に資金の貸付けを行う事業です。12 ページ、葬儀支援サービス事業。こちらは葬儀に伴う会葬料の費用の負担を行う事業となります。13 ページ、戦没者遺族対策事業です。興部町との連携事業となりまして、忠魂碑の管理、戦没者追悼式当日の参拝者の対応をおこないます。14 ページ、地域福祉活動車輛整備事業、興部町との連携事業になりまして、車両の整備を行ない、町移送サービスとの連携を図ります。

係長 ～ 15P をご覧ください。地域交流活性化事業についてです。こちらの事業についてはイベント用機材の貸

出として、今回新規事業として計画するものです。大きな企画理由といたしましては2点となります。まず1点目、地域内で各種交流会やサロン、夏祭り等において、ご活用いただき少しでも地域内の交流の活性化を図る事ができれば、また高齢化・人口減の状況もあり、社協で機材を整備し、活用いただくことで、地域内で活動されている主催者の方、特に担い手の減少や高齢化等の影響の出始めている小さい自治会様等の負担軽減を図ることができればというところです。こちらについては自治会交流会の他、有志で行われているサロンや、ボランティア、当事者団体等の事業でも活用をいただければと考えております。2点目といたしましては、今年、平成30年度の共同募金運動において、当初の目標額を大幅に上回る募金協力をいただきました。しかしながら、既存の共同募金配分事業については高齢者等、特定の対象者層のある事業が多く、一般の方に町内で活用されていることを実感していただく機会があまりない現状がございます。この地域交流活性化事業により、より多くの方の目に見える、役立つ活動としての還元を行うことができればと考えております。また、合わせて共同募金活用事業のPRの機会とさせていただきます、地域の福祉活動について知っていただく機会と出来ればと考えております。本事業については、基本的な貸し出しに係る経費は無料、食材等について、社協を通じての購入を希望される場合のみ実費負担での利用として計画しております。

福祉活動専門員～ 16ページ、歳末たすけあい事業です。平成31年度は「歳末おせち事業」に代わりまして「歳末映画祭事業」を実施します。子供、保護者向けで一本、一般者、高齢者向けで一本で全町民を対象に映画の上映会を開催します。また、上映会終了後は、交流スペースやお悩み相談ブースを設けることにより、住民同士の交流。お悩み相談による福祉制度等の繋がりをつくります。また、本事業は募金を使って実施している事をPRすることにより、町民に募金は身近な物だと知っていただきます。17ページ、興部町除雪サービス事業です。興部町委託事業となりまして、除雪が困難な世帯に対して、除雪支援を行う自治会様に対して、除雪事業経費を助成します。18ページ、福祉サービス利用援助事業です。こちらは、北海道社会福祉協議会の委託事業となりまして、日常生活を送る上で判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービス利用援助や金銭管理サービスを生活支援員が自宅に伺い行う事業になります。19ページ、福祉相談・金銭管理支援事業になります。こちらは、福祉サービス利用援助事業で、対象外になっている方を対象に、援助を行う事業となり興部社協独自事業になります。支援内容しましては、福祉サービス利用援助事業とおおむね同じとなっております。続きまして、ホームヘルプサービスになります。

訪問管理者～ 事業計画書20ページをご覧ください。ホームヘルプサービス事業です。利用者様がより安心して、在宅生活を長く続けて頂けることを目標としております。運営につきましては、各種会議への参加や、毎月のミーティングにおいて事例検討や情報交換を行い、職員全体で共通認識を図るとともに、改善点があれば問題解決を行い、その方の身体状況にあった必要な安心したサービスの提供を目指して事業を進めていきたいと考えております。介護保険外サービスにつきましては、昨年度、実績はありましたが、問い合わせがありましたことから、訪問介護利用者の方へのお手伝いはもちろん、新規訪問介護利用へとつながっていければと考え事業計画としております。その方がより快適な在宅生活を送れるようにサービスの提供を進めて参ります。詳しい内容につきましては、お時間のある時に資料を、お目通し頂ければと思います。簡単ではございますがホームヘルプサービスの事業計画の説明とさせていただきます。続きまして23ページをご覧ください。障害福祉サービス事業でございます。目的と致しましては、自立した日常生活または、安心して暮らす事のできるよう障害者・難病者自立支援を提供するものであります。1名の方が継続訪問利用となっており、現在月に数回、痰吸引や身体介護サービスの提供を行なっております。運営につきましてはホームヘルプサービス事業と同様につき省略をさせていただきます。簡単ではございますが事業計画の説明とさせていただきます。

支援ハウス管理者～ 続きまして24ページをご覧ください。高齢者生活支援ハウス事業です。24時間体制の援助や緊急時対応を行なうほか、隔週の訪問診療や定期的な病院受診などを行なっております。また介護保険適用での生活援助や身体介護のサービスを行いその方が安心して生活が出来るよう支援しております。お楽しみ会や各種行事をとおして利用者様が日々楽しんで頂けるよう、職員全員で計画して開催しております入居者の方の介護度の変化に伴い適切な援助の提供と安心して、明るい生活が出来るよう事業を進めて参ります。簡単ではございますが事業計画の説明とさせていただきます。

通所管理者～ 21ページをご覧ください。16番、デイサービス事業です。サービスといたしましては「いつまでも住み慣れた地域で暮らすために」と「楽しいデイサービスは安全から」この2つを目標とし利用者様やそのご家族の声を受け止め事業を進める予定であり各種イベントなどにつきましてもスタッフ全員が同じ目標に立ち、取り組んで行く計画でございます。運営につきましては、各種会議への参加や月例

ミーティングの際の、スタッフが講師となる研修などスタッフ間の情報共有に重点を置き、実習生の受け入れ等についても昨年度に続き継続をするものでございます。今年度の計画としてあげておりました利用者様のご家族向けの「介護相談会」も個人単位での受付となりましたが、普段の苦労や心配事などを聞いてもらえてありがたいとの声をいただき、来年度の計画としてまた進める事で利用者様、ご家族様との連携を図り目標に一步近づけるものであると考えております。新しい事業といたしましては「働き方改革」として働くスタッフが生き生きと安心した環境の中で業務が行える事は利用者様へのより良いサービスにも繋がると捉え、スタッフとの定期的な面談やストレスチェック制度の活用、対人援助職に就く人の為に必要とされている自己覚知と言う自分自身を知る為の方法等、「メンタルヘルスケア」にも取り組んで行く計画でございます。良いものは残し新しいものにはチャレンジするといった考えのもと運営を進めていきたいとの思いに立ち事業計画とするものであります。詳しい内容につきましては2ページに渡り掲載しておりますのでお目通しいただければと思います。簡単ではございますが、デイサービスの事業計画の説明とさせていただきます。

福祉活動専門員 ～ 25ページ、生活福祉資金貸付事業です。低所得者や高齢者等に対し、低利又は無利子で資金貸付けを行ない経済的自立や生活の立て直しを助ける事業になります。事務手続きや相談等をおこない、それを基に北海道社協で貸し付けの決定をおこないます。26ページ、心配ごと相談になります。住民の皆様がかかえる悩みや問題を相談していただき、解決のために制度の紹介や機関の紹介をおこない相談者の問題解決を助ける事業になります。また、新しい取り組みとしまして、相談者の元まで伺い相談を受ける出張心配ごと相談を行ないます。27ページ、地域福祉実践計画策定事業でございます。この事業では、興部町と協力をしながら、策定委員会を設置いたしまして地域の課題やニーズの抽出を行ない、地域に根ざした地域福祉実践計画を策定、全住民に周知を行ないます。

ここで先般、2月25日にご質問がありましたことについて答えさせていただきます。まず身体障害者福祉協会ですが、会員25名。もう1点が平成30年度の心配ごと相談の件数は4件でした。以上で議案第15号「平成31年度 事業計画」説明になります。

保 長 ～ 議案書20Pです。資料説明については別紙12にて行わせていただきます。別紙12をお開きいただき、1P、2Pについては、社会福祉協議会全体の額となります。右側に科目名等がございまして、右から4列目に記載の金額が平成31年度予算計上額となります。なお、31年度予算額の右側、この予算書における前年度予算額については社会福祉法人会計基準ののっとり、先ほどの1次補正後の額ではなく、平成30年度当初予算を記載しております。大科目ごとで、会費収入は200万円、寄付金収入は164万1千円、経常経費補助金収入は6,048万9千円を計上しております。経常経費補助金については、3P本部サービス区分での町補助金、共同募金配分金、11P老人ホームヘルプサービス区分、15P老人デイサービス区分、21P高齢者生活支援ハウス区分での町補助金となります。1ページへお戻りください。上から4段目、受託金収入は105万円、事業収入は48万9千円、介護保険事業収入は3,329万9千円を計上するものです。受託金収入については8Pの受託事業での除雪に係る町受託金、10Pの福祉サービス利用援助事業、24Pの生活福祉資金貸付事業への北海道社会福祉協議会からの受託金となります。介護保険事業収入は11Pの老人ホームヘルプサービス区分及び、15Pの老人デイサービス区分の介護サービスに係る収入となります。ホームヘルプサービスについては本年度の経過状況から本年度の当初予算と比べ、減収での計上とさせていただきます。1Pにお戻りください。中段に記載の、老人福祉事業収入は1,097万4千円、次の障害福祉サービス等事業収入は9万4千円を計上するものです。老人福祉事業収入は、21Pの高齢者生活支援ハウスサービス区分の収入となりますが、入居者様の長期入院による利用料収入の減少もあり、前年度より減額して計上するものです。障害福祉サービス事業収入については19P障害福祉サービス事業での収入となります。1Pにお戻りください。以上の合計としまして、中段より少し下に記載の事業活動収入計(1)については、1億1,015万6千円の計上とするものです。続いて、支出に移り、人件費支出については全体で9,910万9千円の計上でございます。詳細については阿部よりご説明いたします。

主 事 ～ 別紙12に添付しております。A3の大きさの興部町社会福祉協議会人件費明細書をご覧ください。はじめに、26ページの左側の行には本部・デイ・ハウス・ヘルプ等の職員数の記載がございまして、一番下の左側に比較と書かれております部分をご覧ください。平成30年度当初予算と比較し、平成31年度については、デイサービスでは臨時職員1名ハウス・ヘルプでは臨時職員2名の増員で計上しております。なお、それぞれの区分での増員については、今年度より予算化しておりました高校生の部分について実施していく中で増加があったものです。上の方に戻りまして左側から、横に人件費と書かれております、その隣の按分率をご覧ください。こちらについては、就業区分ごとの個人別按分率の合計となっております。算定の際には個人ごとの按分率を定めて計算し、その合計となっておりますため、就業区分によっては、個人ごとで按分率の比率がそれぞれ違うため右の部門別賃金と一致しない部分もございまして、例えば本部であれば、左側の列から、職員5名のうち、按分率の所をご覧ください、1.2名分相当を

それぞれデイサービスと支援ハウスで、0.4名分をホームヘルプサービスで人件費を支払うというような人数の割り当ての目安としてご理解いただければと思います。こちらで算定している人件費を会計単位となりますサービス区分、科目別に集計したものが裏面の27ページとなりますのでご覧ください。表の最上部、平成31年度本予算の人件費内訳については、上部左から法人と記載の法人運営本部サービス区分はオレンジ色の所になります合計で10,133,000円、ヘルプと記載の老人ホームヘルプサービス区分は合計で13,774,000円、デイと記載の老人デイサービス区分では合計35,534,000円、ハウスと記載の生活支援ハウスサービス区分では、39,599,000円、障害と記載の障害福祉サービス区分では69,000円の人件費の計上を行うものです。なお、障害福祉サービス区分については現在対象者1名であり、人件費率を計算できる規模ではなく、他の経費と調整をおこなった中で人件費を算定しその分については当該事業の職員が兼務しております老人ホームヘルプサービス区分と調整を行っているものです。

係長 ～ 1Pにお戻りください。次の大科目、下から5段目、事業費支出については1,402万5千円、続いて、事務費支出については710万1千円、利用者負担軽減額については12万5千円の計上としております。事業費については、デイサービス、生活支援ハウスの給食材料費のほか、法人本部を含めた各種事業用消耗品費、介護用品費等の事業関係経費、また、保有している車輛の車輛燃料費等となっております。事務費については各サービス区分の福利厚生費、事務消耗品費、手数料、通信運搬費、賃借料等、運営上の事務に係る支出となります。事務費においては、31年度にシステム・サーバー等に係るセキュリティの強化対策の他、現在は全国社会福祉協議会の公開しているシステムにて作成しているホームページについて、事業に関するお知らせや、求人を出す場合等に見いただきやすいものと出来るよう、全社協のシステムからは独立しての作成を計画しており、作成に係る経費として手数料、保守料等で増額の予算とさせていただきます。ホームページについては各部門共有の物となりますので、諸費用については関係部門で按分での計上とさせていただきます。1Pの最下段、助成金支出については219万2千円を計上しております。2P、上から2段目、事業活動支出計(2)については、1億2,268万4千円の計上とし、事業活動資金収支差額(3)については△1,252万8千円の計上となります。続いて、施設設備等支出については、上から5段目、固定資産支出で142万1千円の計上とするものです。2020年のパソコンのWindows2007のサポート終了を見据え、法人運営本部サービス区分で2台、ホームヘルプサービス区分で3台、デイサービス区分で4台パソコンの更新を要するものです。ファイナンス・リース債務の返済支出については63万9千円を計上するものです。こちらは平成30年度に契約更新となっておりますサーバー一式及び財務・給与システム、介護請求システム等のリース料に関する支出となります。続いての大科目、積立資産取崩収入については325万3千円の計上とするものです。6Pの法人運営本部サービス区分で75万3千円、13P老人ホームヘルプサービス区分で250万円の計上となります。2Pにお戻りいただき、中段の少し下、積立資産積立支出をご覧ください。全体で、450万1千円の計上とするものです。6P法人運営本部サービス区分については下段、をご覧ください、前年度の繰越金から興部社協積立金へ400万円の新規積立及び既存の興部社協積立資産に対する利息分の積立が1千円です。また、本部の車輛積立として20万円の計上を行います。また、13P下から3段目をご覧ください、老人ホームヘルプサービス区分では、介護車輛積立へ30万の積立で計上を行います。2Pへお戻りください。下から3段目、当期資金収支差額合計(11)は△1,583万6千円、前期末支払資金残高と合わせ、一番下、当期末支払資金残高については1,083万円の計上とするものです。以上で平成31年度収支予算の説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いを申し上げます。

議長 ～ 議案第15号、第16号の説明が終わりました。これより質疑を一括してお受けいたします。皆様から何か質問はございますか。

山田理事 ～ 16ページの「歳末たすけあい事業」でもう一度お願いできますか。

福祉活動専門員 ～ 議長、よろしいですか。

議長 ～ はい。

福祉活動専門員 ～ 平成30年度は年末おせち料理配布事業を行いましたということで、31年度は歳末映画祭事業をやりますということで、ちょっと変わりますということも含めまして、こちらのほうに載せております。

宮本理事 ～ いや、もう1回説明して。

福祉活動専門員 ～ まず平成30年度、今年度は歳末たすけあい事業では年末おせち料理配布事業を行いましたということで、31年度になりますと30年度の年末おせち料理配布事業ではなく、歳末映画祭事業を新しく始めさせていただくということで載せさせていただきます。

議長 ～ 年末おせちは30年度で終わりということですね。

福祉活動専門員 ～ はい、終わりということです。

山田理事 ～ その辺はどうして変わっちゃったの。

宮本理事 ～ 共同募金のほうでもまだ会議は開かれていないですよ。それでもって、こういう事業をやりますって。映画事業に切り替わるって。

係 長 ～ 議長、よろしいですか。

議 長 ～ はい。

係 長 ～ こちらの事業改正に係る経緯についてご説明申し上げます。ここ数年、共同募金の会議の中で歳末おせち料理事業については、繰越金の状況から残りが実施出来てもあと数年であるという形の中で協議を行わせていただいております。そのような中、今年の共同募金会の評議員会においてですね、評議員様のほうから、実施に事業実施主体は社会福祉協議会となるものですから、事業計画等についてはそちらのほうで立案すべきという意見をいただいたところです。そのため今年についての共同募金の会議及び審査委員会等につきましては、社会福祉協議会の事業計画の中で、こちらの事業変更についての協議を行わせていただきたいというところで説明させていただいております。実際に事業実施については、この歳末募金については社協に任せると言いますか、そう言った事業になってきますので、こちらについては、まず社会福祉協議会の事業として立案させていただいた中で来年度の共同募金会の使途計画及び審査委員会に諮らせていただくというような経緯になります。

山田理事 ～ 今の話は意見として出ただけで、その時に解決するってことではないですよ。それはあくまでも意見が出てたということじゃなかったんですか。そういうふうには押さえておりますけども。

有坂理事 ～ やっぱり話がずれているなと思ったんですよ。この部分で副会長として聞いた時にはこういう資料が出てきちゃったんですよ。だから僕は、てっきり今話を聞く前までは共同募金会のほうでも決定されていたのかなあと、個人的に。

宮本理事 ～ 今、山田君からもお話があったように共同募金会の委員会のほうで、こういったことが出てきたことは事実なんです。だけれども共同募金会の組織の中でこういったことをやりましょうという決定はされていないし、そういう会議も開いていない。

武田理事 ～ 今までの事業として社協のメインなんだよね、おせち料理は。せつかくやってた事業をね、何か問題がなければね。

岩井監事 ～ 共同募金会では、「企画は社協でないのか」という意見が出たんですよ。企画を立てるほうと実施するほうとね。それを町民に理解させるかということがね。そのおせちの配布事業が良いのか、この映画が良いのか。今までの基本があつてね、ずっとやってきた訳だから。ただ資金的に3～4年しかもたないってことで次の事業として、お金がなくなったら何をするかって考えたときに「それは社協で考えることでないのか」という意見だったんですよ。

議 長 ～ ちょっと確認しますけども、この31年度の事業実施の予定は歳末たすけあい事業の中でやるということですか。

岩井監事 ～ 社協がね。お金は歳末たすけあいさ。

山田理事 ～ 共同募金の募金は使い勝手が悪いんだよね。歳末に比べて。余ったからって次の年に使えないから。歳末たすけあい募金は自分の町の募金だからさ。その募金の集め方にもね、問題があるのかなと。だから歳末たすけあいに力を入れてね、そうすれば少しは先延ばしできるということにもなりますよね。

岩井監事 ～ 例えばお金が3～4年しかもたないのであれば、共同募金と歳末たすけあいのね、募金の負担を少し歳末たすけあいのほうに増やすとかね。

議 長 ～ ちょっとすいません。ここで少し休憩を挟みます。

( 休 憩 )

議 長 ～ 休憩を解き、会議を再開します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 ～ この歳末たすけあい事業ですが予算としては173,000円を組むことでお示しをさせていただきましたが、今の役員の意向となりますと、これまでサービスを受けていた方々への説明やそれらを協議を必要とする団体との時間をもう少し必要ではないかというところにも受け止めますので、前年度予算の収入274,000円、支出の306,000円。この科目と金額で組み替えをさせていただき、31年度予算に数字を置き換えまして「おせち料理配布事業」は31年度も実施するという。また31年度内、若しくは32年度において事業内容の組替え若しくは募金の今後の方向性、そういったところも含めてしっかりと話し合っていくということで、本日は予算案を通していただかなければならないことにもなりますので、そのことでよろしければ諮って頂き、役員からのご回答をいただければと思います。

議 長 ～ 今、事務局から説明がありましたけれども、31年度も引き続きおせち料理ということで説明有りましたが、皆様からご意見はございますか。

理事一同 ～ ありません。

岩井監事 ～ それとこの映画祭事業なんですけど、173,000円の予算とどのくらいの人数を想定していたの。

福祉活動専門員～ 予算はその範囲で、人数は50名から100名程度ということで考えておりました。子ども向けのものと一般向けの内容とで合計2本を予定しました。

議 長 ～ 他に何かございますか。

佐藤理事 ～ 福祉活動助成事業ってあるでしょ、これって老人クラブ連合会への助成がありますが、活動していないところもあるんですよ。

事務局長 ～ 現在は単位団体として、興部、北興、宇津、秋里、沙留の5単位老人クラブが活動されております。

佐藤理事 ～ 老人クラブの会員も減っておりますよね。この助成金によってこの老人クラブ活動について網羅しているのかっていうことも気になっております。

議 長 ～ 他に何かございますか。

理事一同 ～ ありません。

議 長 ～ 質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第15号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成31年度事業計画について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙手 ※人数確認 )

議 長 ～ ありがとうございます。理事総数の3分の2以上の挙手を確認いたしました。よって議案第15号は提案のとおり決定いたします。

続いて、議案第16号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 平成31年度収支予算について」の採決を

行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙手 ※人数確認 )

議 長 ～ ありがとうございます。理事総数の3分の2以上の挙手を確認いたしました。よって議案第16号は提案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第17号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 評議員会開催日程について」を議題と致します。事務局より説明をして下さい。

事務局長 ～ 議案第17号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 評議員会開催日程について」定款第14条第1項の規定に基づき、ご説明申し上げます。

議決機関となる興部町社会福祉協議会 評議員会の開催については法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集することとなります。社会福祉法改正に伴う評議員会開催間隔についてはガイドラインに伴い計算書類を示す会議においては2週間の間隔が必要であることから、その部分を遵守した中での日程設定になることが必要となります。理事会決議事項でございますので、評議員会の日程についての予定としては3月18日(月曜日)午後1時30分と考えておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 ～ 議案第17号の説明が終わりました。評議員会の開催日程については理事会決議となり、理事会から2週間の間隔を要することとなります。それでは、これより質疑をお受けいたします。何か質問はございますか。

理事一同 ～ ありません。

議 長 ～ 質疑なしと認めます。それでは議案第17号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会 評議員会開催日程について」の採決を行います。原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同 ～ ( 挙手 ※人数確認 )

議 長 ～ ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認いたしました。よって議案第17号は提案のとおり決定し、3月18日(月)13:30の評議員会開催とさせていただきます。

議 長 ～ それでは本日の議案については全て終了となります。進行に対しましてのご協力ありがとうございました。これで本日の議長の任を終えさせていただきます。

会長理事 ～ 皆様方に長時間にわたり、議案のご審議ご決定をいただきましてありがとうございました。大変厳しい31年度の収支予算ではございますが、予算に基づき適切に事業を進めて参りたいと思います。31年度事業に対しましてもご理解とご協力をくださいますことをお願いを申し上げ、終わりと致します。大変ありがとうございました。

閉 会

平成31年3月4日  
午後4時58分閉会

以上、記載の記録に相違ないことを認め、ここに記名、押印をいたします。

社会福祉法人 興部町社会福祉協議会

会 長 \_\_\_\_\_ 印

監 事 \_\_\_\_\_ 印

監 事 \_\_\_\_\_ 印